

改定後の大雨・洪水警戒レベル

警戒レベル	状況	住民の行動	避難情報
5	災害が発生 または切迫	命の危険、 直ちに 安全確保	緊急 安全確保
レベル4までに必ず避難			
4	災害発生の 恐れが高い	危険なら 場所から 全員避難	避難指示
3	災害発生の 恐れがある	危険な場所 から高齢者 等は避難	高齢者等 避難

※レベル2,1は省略

避難勧告は、スムーズに移動できるような時間的な余裕を持って発令されており、すぐに避難を始める必要はない。しかし十分に理解されていないため、差し迫った状況で出る避難指示まで待ってしまい、逃げ遅れる事例が後を絶たない。市区町村は今後、これまで勧告を発令していたタイミングで指示を出す。

避難勧告と指示は1996年に災害対策基本法で規定され、今回が初めての見直し。内閣府は全国にある公共施設へのポスター掲示などにより浸透を図る考え。各自治体もホームページや広報誌などを活用し、住民に知らせる。

大雨・洪水警戒レベルは法律ではなく指針で定めている。法改正に伴い、上から2番目のレベル4に避難勧告と指示を併記していた

災害時に市区町村が発令する避難勧告を廃止し、避難指示に一本化する改正災害対策基本法が28日、参院本会議で全会一致により可決、成立した。分かりにくさを解消し、住民の逃げ遅れを減らす狙い。併せて風水害の情報を5段階に分類する大雨・洪水警戒レベルを改定する。運用開始は5月中の予定で、周知が課題となる。高齢者ら「災害弱者」の避難支援策も盛り込んだ。

災害避難「指示」に一本化

改正法成立 来月運用開始

のを改め、指示に一本化。市区町村は「レベル4、避難指示です」などと呼び掛ける。

最高のレベル5は「災害発生情報」から「緊急安全確保」に変わり、災害が発生している場合に発令される。このため危険な場所にいる場合は、レベル4

までに避難を済ませる必要がある。

災害弱者の逃げ遅れ防止には、手助けが必要な人ごとに避難ルートや避難先などを事前に決めておく「個別計画」が有効として、市区町村に作成の努力義務を課す。名称は「個別避難計画」に変更する。